

「石けん・洗剤」 購入ガイドライン

GPN - GL21 「石けん・洗剤」 購入ガイドライン

1. 対象の範囲

このガイドラインは、洗濯用、食器用の合成洗剤、石けん（複合石けんを含む）*を購入する際に、環境側面及び社会側面から考慮すべき重要な観点をリストアップしたものです。

2. ガイドライン

石けん・洗剤の購入にあたっては、以下の事項に考慮し、環境への負荷ができるだけ小さく、かつ社会面に配慮した製品を購入します。

- 1) 環境面や社会面に配慮した原料が使用されていること
- 2) 製品（内容物）の生分解性及びその確認方法が開示されていること
- 3) PRTR 対象化学物質の情報が入手可能であること
- 4) 添加される防腐剤、香料、着色料は適切な物質に限り、適切な使用量を守っていること
- 5) 容器包装の環境負荷削減に取り組んでいること

3. 情報提供項目

- マイクロカプセルの使用
-

*家庭用品品質表示法において「住宅用又は家具用の洗浄剤」、「衣料用、台所用又は住宅用漂白剤」の品目に該当するもの、ならびに「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法）の適用を受けるものは対象に含みません。

※このガイドラインは社会状況の変化や新たな知見によって必要に応じて改定されます。

2020年3月19日制定
グリーン購買ネットワーク（GPN）

はじめに

洗濯用や食器用の石けん・洗剤は、水を使って衣料品や食器等の汚れを落とすのに役立ち、私たちの生活に欠かせない日用品となっています。衣類や食器の洗浄に使用した水は皮脂、泥、埃、油、細菌などのほか、石けん・洗剤の主成分である界面活性剤やその他の配合成分と一緒に生活排水として排出され、下水処理場や浄化槽で処理されています。1日一人あたりの水の使用量は250リットルにもなり、生活排水（台所、風呂、洗濯などの雑排水と、し尿）に含まれる汚れの量（BOD負荷量）43g/日のうち、40%が台所、10%が洗濯によるものです¹。

下水道などの汚水処理施設が十分に整備されていなかった1960年代から1970年代にかけての高度成長期には、生活排水や工場排水が河川や海に排水され、水質汚濁や赤潮の発生が急速に進行した時期がありました。赤潮の一因として窒素やリンの増加に伴う水域の富栄養化が挙げられることから、当時の洗濯用合成洗剤に配合されていたリン酸塩が問題視されました。こうした問題を受けて公害対策基本法（1967年公布、1993年環境基本法に統合され廃止）や水質汚濁防止法（1970年公布）が制定され、消費者や企業が洗剤の適量使用や使用量の削減、より生分解性の高い界面活性剤への転換や洗剤の無リン化などの努力を重ねたことにより、水質が改善しました。現在は、一般家庭で使われる洗剤のほぼ全てが無リン洗剤になっています。

1980年代後半以降は、資源の節約や輸送エネルギーの削減の観点から洗剤のコンパクト化が進み、1990年代後半になると、石油由来原料から自然由来原料への転換が加速しました。アブラヤシの果肉から採れるパーム油や、種から採れるパーム核油が合成界面活性剤の成分として広く使われ始めたのも、この時期です。その後、2000年代には製品の原材料調達から製造プロセス、流通、使用、廃棄に至るまで各段階の環境負荷を定量的に評価するライフサイクルアセスメント（LCA）の考え方が導入され、洗剤の製造から廃棄までのCO₂排出量が算出されるようになりました。また、洗濯用洗剤のLCAによって、製品のライフサイクル全体における使用段階の水のCO₂排出量が高いことがわかり、洗濯に使う水の量を減らすための製品開発が進んだことで、濯ぎが1回で済むことを謳う製品は徐々に増えています。さらに近年は、脱炭素化や資源の持続性が重視されるようになっています。

石けんと洗剤の区別

家庭用品品質表示法では、界面活性剤の成分分量によって石けんと洗剤を区別していますが、界面活性剤の働きで汚れを落とす化学物質であるという点では、どちらも同じです。界面活性剤とは、本来混ざり合わない水と油を混ざるようにして、汚れを落としやすくする化学物質です。洗濯用、台所用の石けん・洗剤は、使用する界面活性剤の種類によって石けん、複合石けん、合成洗剤に区分されます（図1）。

石けんは原料の動植物油脂（脂肪酸）をアルカリ（水酸化ナトリウム、水酸化カリウム等）と化学反応させて脂肪酸塩（脂肪酸ナトリウム、脂肪酸カリウム）にしたもので、水酸化ナトリウムと反応させると固形石けんや粉石けんになり、水酸化カリウムと反応させると液体石けんになります。一方で、合成洗剤は、石けん以外の化学合成による界面活性剤を主成分として含む洗剤です。合成洗剤にも粉末や液体があり、製品の形状だけで石けんと洗剤を見分けることはできません。

¹ <https://www.env.go.jp/water/seikatsu/pdf/all.pdf>

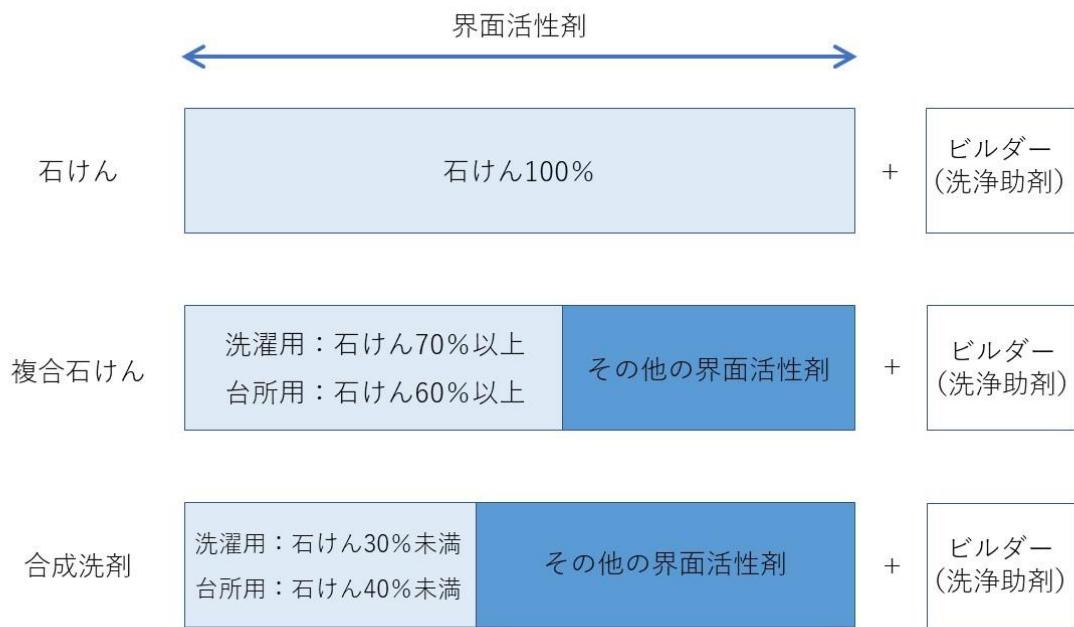


図1 家庭用品品質表示法による洗濯用、台所用の石けん・洗剤の区分

使用時の配慮事項

石けんや洗剤は水の量に対して溶ける量が決まっており、界面活性剤はある程度の濃度になると洗浄力がほぼ一定になります。使用量を増やせば洗浄効果が高まるということではなく、洗濯用洗剤の場合は、溶け残った洗剤が洗濯槽に残ってカビの原因になったり、濯ぎが不十分になってしまったりします。反対に、適量より少なすぎても汚れを十分に落とすことができません。石けん・洗剤を使用する際に適量を守ることで、期待する洗浄効果が得られるだけでなく、過剰使用による濯ぎ水や電力消費が抑えられ、環境負荷や水道光熱費の軽減にもつながります。

食器用洗剤にも使用量の目安があります。これは食品衛生法で界面活性剤濃度が定められているためで、たとえば界面活性剤が40%前後の場合は水1Lに対して0.75mlと表示されています。食器用洗剤は洗い流す水で薄められるので、原液をスポンジに付けて使用しても問題はありませんが、洗剤を使いすぎると、濯ぎに多くの水が必要になります。洗う前に調理器具や食器類の汚れを拭き取ったり、汚れがこびり付かないうちに洗ったりすることで洗剤も水も節約できます。

参照した法規制等

本ガイドラインの策定にあたり、洗剤分野で厳しい環境基準を設けている欧州のEUエコラベルを参考にしています。ただし、規制対象となる化学物質については、日本の法規制と合致しないものがあるため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）を参照しています。

<ガイドラインの背景説明>

1) 環境面や社会面に配慮した原料が使用されていること

○石けん・洗剤を選ぶ際は、環境面や社会面に配慮した原料が使用されているかどうかを確認することが大切です。現在、先進国を中心に、原料の採取・生産、加工のサプライチェーン全体を通して環境面や社会面に問題がないかを確認することが当たり前になっています。たとえば、石けん素地や界面活性剤の原料となるパーム油の生産地では、プランテーション開発によって熱帯林等の森林が伐採され、生産現場における強制労働や地域住民との紛争など社会問題だけではなく、森林減少に伴う生物多様性の損失、泥炭開発による温室効果ガスの大量排出など、多くの環境問題が指摘されています。また、パーム油以外の植物油脂や精油など自然由来の原料への配慮も必要不可欠です。

○認証ラベルの参照は、製品に環境面や社会面に配慮した原料が使用されているかを確認するための手段の一つです。パーム油の場合は RSPO²という国際的な第三者認証を利用することができます。国際的な第三者認証が存在しない場合は、サプライチェーン全体で環境面および社会面に問題がないかを事業者が確認していることが重要です。

○RSPO 認証パーム油を仕入れ、加工し、使用する企業が製品に対して取得できる認証には 4 つの区分があります（表 1）。認証を取得した企業は、製品中に含まれるパーム由来成分を 100% 認証パーム油に切り替えた商品に RSPO の認証ラベルを使用することができます。

○飲食店や調理場から回収された廃食用油を、ろ過・精製して製造した脂肪酸を原料とする廃食用油リサイクル石けんは、食品廃棄物を再利用した製品です。自治体によっては、家庭から出る廃食用油を回収しているところもあり、廃食用油リサイクル石けんの使用は、家庭や飲食店などから排出される水質汚濁物質の削減につながります。廃食用油を一定以上の割合で配合し、かつ生産工場における環境法規の順守や容器包装の環境配慮等の基準を満たしている場合、エコマーク認定を取得することができます。

表 1 RSPO 認証の区分

| | |
|--|--|
| アイデンティティ・プリザーブド (Identity Preserved, IP) | 認証された生産現場から最終製品製造段階に至るまで完全に他のパーム油と隔離され、どの生産農園から得られたのかが特定できる認証です。 |
| セグリゲーション (Segregation, SG) | 複数の認証された農園から得られた認証パーム油からなり、他の非認証パーム油とは混ぜ合わされることなく、認証油だけで最終製造者まで受け渡される認証です。生産農園を一つに特定することはできませんが、認証農園から生産された原料であることが保証されます。 |
| マスバランス (Mass Balance, MB) | 認証農園からの認証油が流通過程で他の非認証油と混合される認証です。物理的には非認証油も含んでいますが、購入した認証農園とその数量は保証されています。 |
| ブックアンドクレーム (Book & Claim, B&C) | 物理的な認証油の取り扱いが伴う 3 つの方法とは異なり、認証油の証書 (タレジット) が生産者と最終製品製造者・販売者との間でオンライン取引される方式です。そのため、物理的に認証油は含みませんが、これにより、認証油のサプライチェーンが未整備で調達困難な場合でも、生産者を直接的に支援することが可能になります。 |

(基本原則 2-3、2-9、4 に対応)

² RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil、持続可能なパーム油のための円卓会議)

2) 製品（内容物）の生分解性及びその確認方法が開示されていること

- 生分解性とは、物質が微生物の働きによって分解される性質のことです。一般に、台所や洗濯で使用した石けん・洗剤は排水として下水処理場に流れ、界面活性剤等の有機物は活性汚泥中の微生物によって生分解されます。一部の自治体では、下水道が普及していなかったり、普及していても、雨水と汚水と同じ管で下水処理場に流す合流式下水道が採用されたりしているため、大雨により排水が河川等に直接放出されることがあります。このような場合、未処理の排水に含まれる有機物は河川水や海水の微生物によって分解されますが、自然界の生分解能力には限界があるため、環境負荷低減の観点から洗剤成分の安全性確保と排出量の削減が重要になります。
- 化学物質が環境に及ぼす影響は、その物質が持つ作用の強さ（有害性）と暴露量（濃度と時間）で評価され、生分解は暴露量の濃度低下と時間短縮につながります。また、生分解により化学物質の有害性（毒性）が低下することも報告されています。
- 石けん・洗剤の生分解性の段階には、一次的生分解と究極的生分解があります。前者は石けん・洗剤の界面活性剤が働く程度まで分解されること、後者は一次的生分解の終わった有機化合物が水や二酸化炭素といった無機物になり、完全に環境中に分解されることを言います。生分解性の試験方法は、経済協力開発機構（OECD）、米国材料試験協会（ASTM）、米国環境保護庁（EPA）、国際標準化機構（ISO）、欧州化学物質生態毒性・毒性センター（ECETOC）、経済産業省（METI）などにより標準化されています。国際的にはOECDのガイドラインに基づく試験方法が最も広く用いられています。
- 家庭用品品質表示法では台所用及び洗濯用合成洗剤の生分解性試験法が指定されているわけではなく、一定レベルの生分解性を確保しなければならないという規定もありません。しかし、一次的生分解によって界面活性剤の効果が失われても、容易に分解されない有機物は河川や海域で堆積し、水生環境に影響を及ぼす可能性があります。したがって、環境配慮の観点では、究極的生分解が望ましいと考えられます。石けん・洗剤を購入する際は、水生生物が生育する環境を考慮し、環境負荷の低い製品を選ぶことが大切です。

（基本原則2-1に対応）

3) PRTR 対象化学物質の情報が入手可能であること

- 人の健康や環境に対して有害性が高く、厳密な管理を必要とする物質については大気汚染防止法、水質汚濁防止法、毒物及び劇物取締法で規制されており、排出基準が設けられています。これに対し、取り扱い方によっては有害性が懸念されるものの排出基準を設けるほどではない、あるいは設けることが難しい物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質管理促進法。以下、化管法）で規制されています。化管法は、PRTR制度とSDS制度を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律です。
- PRTR制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壤）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度です。
- 化管法の対象となる化学物質は、人の健康を損なうおそれ（発がん性、変異原性、感作性など）又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれ（生態毒性）があるもので、環境中に存在すると考えられる量の違いによって第一種指定化学物質と第二種指定化学物質に区分されています。PRTR制度の届け出の対象となるのは、人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に広く存在すると認められる「第一種指定化学物質」で、このうち、人に対する発がん性等があると評価されている物質は、「特

定第一種指定化学物質」に指定されています。第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質を他の事業者に譲渡・提供する場合には、有害性に関する情報や取扱方法などを記載した SDS（安全データシート）を提供することが事業者に義務づけられています。PRTR 対象化学物質の情報は環境省が作成している「PRTR インフォメーション広場・対象化学物質情報³」で確認することができます。

○洗剤に含まれる界面活性剤の中には、生産量が多く、一定の濃度を超えると藻類や甲殻類などの水生生物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるという理由で PRTR 対象化学物質に指定されているものがあります（表 2）。洗剤に使用されている主な界面活性剤の人に対する安全性に関しては、1983 年に厚生省（当時）が「通常の使用条件では、安全性に問題がない」という見解を示しています。

○近年は、石油由来の界面活性剤である直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム（LAS）に代わり、植物由来のアルキルエーテル硫酸エステルナトリウム（AES）が使用される傾向にあります。とはいっても、洗剤成分が十分に分解されずに水環境中へ放出された場合、水生生物への有害性が懸念され、さらには生物濃縮による人への健康被害、富栄養化や食物連鎖の崩壊等による生物多様性の損失、水揚げ量の減少等による水産業への影響などが考えられるため、環境への不要な排出を抑えることが重要です。

表 2 洗濯用、食器用洗剤に使用される PRTR 対象の界面活性剤の表示名称と選定理由

| PRTR 対象化学物質 | | 略称 | 洗剤に含まれる 界面活性剤の表示名称 | PRTR 対象選定理由 |
|-------------|--|-----|-----------------------|---------------|
| 物質番号 | 第一種指定化学物質名称 | | | |
| 30 | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が 10 から 14 までのもの及びその混合物に限る。） | LAS | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム | 生態毒性（魚類及び甲殻類） |
| 224 | N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド | AO | アルキルアミンオキシド | 生体毒性（藻類） |
| 275 | ドデシル硫酸ナトリウム | AS | アルキル硫酸エステルナトリウム | 生体毒性（甲殻類） |
| 407 | ポリ（オキシエチレン）アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が 12 から 15 までのもの及びその混合物に限る。） | AE | ポリオキシエチレンアルキルエーテル | 生体毒性（甲殻類） |
| 409 | ポリ（オキシエチレン）=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム | AES | アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム | 生体毒性（甲殻類） |

○石けん・洗剤には、界面活性剤以外にもビルダー（洗浄助剤）や添加剤といった成分が配合されています（表 3）。ビルダーは洗浄力増強剤とも呼ばれ、それ自体には洗浄力がありませんが、界面活性剤と合わせることで洗浄能力が著しく向上し、界面活性剤の配合割合を低下させることができます。添加剤は品質の安定性を高めたり、性能を強化したりする目的で配合されます。

○家庭用品品質表示法では、添加剤として酵素、蛍光増白剤、漂白剤を配合している場合は、その含有率にかかわらず機能名として「酵素」「蛍光増白剤」「漂白剤」と表示することを義務付けています。

○日本石鹼洗剤工業会と日本石鹼洗剤工業組合が定めた機能名として水軟化剤、金属封鎖剤、アルカリ剤、

³ https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/target_chemi.html

再付着防止剤、泡調整剤、漂白活性剤、安定（化）剤、pH調整剤等があります⁴。

○上記の機能名として挙げられた成分は、人への安全性や環境影響を考慮したうえで配合されていますが、添加剤が多く含まれているということは、それだけ環境への影響も大きくなるということです。たとえば、蛍光増白剤として使用される CI フルオレスセント 260 は PRTR 第一種指定化学物質です。また、キレート剤であるエチレンジアミン四酢酸（エデト酸（塩）、EDTA）は生分解されにくいため、EU エコラベルでは洗剤への配合が規制されています。

表 3 洗濯用洗剤に含まれる界面活性剤以外の主な成分と働き

| | 成分 | 働き |
|----------------|---|---|
| ビルダー (洗浄助剤) | ・水軟化剤 ・キレート剤（金属イオン封鎖材） ・pH調整剤、アルカリ剤 ・分散剤 | 界面活性剤の効果を高め、洗浄力を高める |
| 添加剤 | ・泡調整剤 ・安定（化）剤 | 粉末洗剤：粉末性状を維持・向上させる 液体洗剤：成分の分離・析出等を防止する |
| | ・酵素 ・漂白剤 | 汚れを分解・除去する |
| | ・蛍光増白剤 | 繊維に使用されている蛍光増白剤が脱落するのを補う |
| | | |

（基本原則 2-1 に対応）

4) 添加される防腐剤、香料、着色料は適切な物質に限り、適切な使用量を守っていること

○石けん・洗剤には製品を保存するため、あるいは他の製品と区別したり誤用を防止したりするために防腐剤、香料、着色料などが添加されているものがありますが、これらは石けん・洗剤の本来の用途には不要なものです。家庭用品品質表示法では、これらの添加物について成分表示の義務はなく、添加されている場合は「防腐剤」「香料」「着色料」と表示されます。また、添加物の含有量が 1%未満の場合は成分欄に表示する義務がないため、香料などが使用されていても表示されていないことがあります。

○香料に関しては、国際香粧品香料協会（IFRA）が世界共通の使用基準を策定しています。日本では IFRA の会員である日本香料工業会（JFFMA）が IFRA 基準に準じた基準を作成しています。

○EU では化粧品及び非食品に関する科学委員会（SCCNFP）が皮膚アレルギーを起こす香料について独自に調査を行い、1999 年に発表した報告書のなかで 24 種類の化学物質を指定しました⁵。2011 年には、SCCNFP の後継組織である消費者安全科学委員会（SCCS）が化粧品の香料に関する見解をまとめ、アレルギー性皮膚炎を起こす可能性のある 82 種類の香料を公表しました⁶。特に、合成香料のヒドロキシイソヘキシル 3-シクロヘキセンカルボキシアルデヒド（HICC、商品名は Lyral や Kovanol）、オークモス（ツノマタゴケ）の抽出物で天然香料のアトラノールとクロロアトラノールはアレルゲン（アレルギー誘発物質）として排除物質に指定されています。EU では、EU エコラベルの洗剤基準でこれら 3 物質の使用を禁止しているほか、これらの物質が含まれる化粧品については 2019 年 8 月に発売が禁止され、2021 年 8 月

⁴ https://jsda.org/w/03_shiki/a_sekken23.html

⁵ https://ec.europa.eu/health/archive/ph_risk/committees/sccp/documents/out98_en.pdf

⁶ https://ec.europa.eu/health/scientific_committees/consumer_safety/docs/scs_o_073.pdf

以降は販売が禁止されることになりました⁷。

(基本原則 2-1 に対応)

5) 容器包装の環境負荷削減に取り組んでいること

○容器包装には、品質保持や輸送のほか、成分や使用方法、リサイクル方法、問い合わせ先等を表示する重要な役割があります。環境省の調査によると、家庭ごみの約6割（容積比率）を容器包装廃棄物が占めており⁸、省資源や廃棄物削減の観点から容器包装の環境負荷削減を考えることが重要です。

○石けん・洗剤の容器包装はプラスチックと紙に大別できます。プラスチックごみによる海洋汚染は喫緊の課題となっていますが、詰め替え・付け替え製品やコンパクト型製品、容器包装が簡略化あるいは肉薄化された製品を選ぶことは環境負荷の削減につながります。また、パーム油と同じく、紙パルプの生産地でもプランテーション開発に伴い、森林破壊や泥炭火災による生物多様性の消失、地域社会との紛争や人権侵害など多くの問題が指摘されています。容器包装に使用されている紙パルプが環境面や社会面に配慮しているかを確認する手段として、国際的な第三者認証であるFSC®⁹を利用することができます。

(基本原則 3-2 に対応)

<情報提供項目の背景説明>

マイクロカプセルの使用

○洗剤や柔軟剤には、香りを持続させるために香料成分を閉じ込めたプラスチック製のマイクロカプセルを使用しているものがあります。繊維に付着したマイクロカプセルが摩擦や圧力によって破壊されると、中の香料成分と一緒にカプセル壁材のプラスチック破片が環境中に放出され、土壤、河川、海洋、大気、人体のプラスチック汚染の要因となり得るため、欧州では規制が検討されています。このマイクロカプセルによる香害も新たな問題として注目されています。

⁷ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017R1410&from=EN>

⁸ https://www.env.go.jp/recycle/yoki/c_2_research/research_H30.html

⁹ FSC (Forest Stewardship Council®、森林管理協議会)

エコ商品ねっと登録フォーマット

石けん・洗剤

★掲載の対象は、家庭用品品質表示法において台所用、洗濯用の合成洗剤、石けん（複合石けんを含む）に該当するものとします。

★下記の掲載条件を満たす商品のみを掲載しています。

★品名・名称 50 音順－事業者名 50 音順－商品名 50 音順で掲載されます。

1. 掲載条件

- 原料の油脂または界面活性剤については環境面や社会面に配慮した植物油脂を 50%以上使用していること。廃食用油をリサイクルした石けんの場合は、原料の油脂の 50%以上（固形・粉末石けんは 70%以上）が廃食用油であること。
- 製品（内容物）の生分解性及びその確認方法を開示していること。
- 容器包装の環境負荷削減に取り組んでいること。

2. 登録フォーマット

(1)基礎情報

| | | |
|---------------------------|---|-------------------------|
| 品名 | <input type="checkbox"/> 食器用石けん・洗剤 <input type="checkbox"/> 洗濯用石けん・洗剤 | |
| ※家庭用品品質表示法の該当品名は下記のとおりです。 | | |
| | エコ商品ねっと | 家庭用品品質表示法 |
| | 食器用石けん・洗剤 | 台所用石けん、台所用複合石けん、台所用合成洗剤 |
| | 洗濯用石けん・洗剤 | 洗濯用石けん、洗濯用複合石けん、洗濯用合成洗剤 |
| 商品名 | 商品の名称 ※カタログの表記に準じます。 | |
| 事業者名 | 商品を製造・販売している（ブランド名を持つ）企業の名称 ※他社が製造した商品を自社ブランドで販売する場合、自社名を記載してください。 | |
| 用途 | ※家庭用品品質表示法に準じて記載してください。 | |
| 液性 | ※家庭用品品質表示法に準じて記載してください。 ※固形石けんは「対象外」と記載します。 | |
| 成分名称・機能名称 | ※意図的に製品（内容物）に添加・配合している成分、ならびにその成分の機能あるいは配合目的を含有量の多い順に記載してください。1%未満の場合は順不同で構いません。 ※成分名称は家庭用品品質表示法に基づく名称を使用します。ただし、該当する名称がない場合は、一般化学名、CAS 名、IUPAC 名のいずれかを使用しても構いません。 | |
| 正味量 | ※家庭用品品質表示法に準じて記載してください。 | |

| | |
|------------|--|
| | ※固形石けんについては標準重量を記載します。 |
| 使用量の目安 | ※家庭用品品質表示法に準じて記載してください。 ※固形石けんは「対象外」と記載します。 ※200字以内 |
| 使用上の注意 | ※家庭用品品質表示法に準じて記載してください。 |
| 容器包装の使用素材名 | 商品の容器包装に使用されている素材名を記載してください。 例) キャップ：PP、ボトル：PE、箱：紙 ※200字以内 |

(2)ガイドライン項目 (1) 環境面や社会面に配慮した原料の使用

| | |
|-----------------------------------|--|
| 環境面や社会面に配慮した原料（植物油脂）の名称 | ※原料の油脂または界面活性剤のうち、環境面や社会面に配慮した植物油脂の名称を記載してください。 例) パーム油、廃食用油 |
| 環境面や社会面に配慮した原料（植物油脂）の使用状況 | ※環境面や社会面に配慮した植物油脂の割合を記載してください。50%以上（廃食用油をリサイクルした固形・粉末石けんの場合は70%以上）であることが「エコ商品ねっと」の掲載条件です。 例) RSPO認証油 100%、廃食用油 70% |
| 環境面や社会面に配慮した原料に関する認証制度の活用 | <input type="checkbox"/> RSPO <input type="checkbox"/> RA（レインフォレスト・アライアンス） <input type="checkbox"/> 国際フェアトレード <input type="checkbox"/> エコマーク <input type="checkbox"/> なし |
| 使用している RSPO 認証油の認証区分 | <input type="checkbox"/> アイデンティティ・プリザーブド (IP) <input type="checkbox"/> セグリゲーション (SG) <input type="checkbox"/> マスバランス (MB) <input type="checkbox"/> ブックアンドクレーム (B&C) |
| エコマーク認定番号 | 廃食用油等再生石けんとしてエコマーク認定を取得している場合は、製品の認定番号を記載してください。 |
| 植物油脂や、その他の自然由来原料の環境面や社会面の配慮に関する確認 | ※使用している植物油脂に関して認証制度を活用していない場合、サプライチェーン全体の環境面および社会面に問題がないことをどのように確認しているか、具体的に記載してください。 |

(3)ガイドライン項目 (2) 生分解性と確認方法

※製品（内容物）の生分解性とその確認方法を開示していることが「エコ商品ねっと」の掲載条件です。

| | |
|-----------|--|
| 生分解性 | <input type="checkbox"/> : 究極的生分解性である <input type="checkbox"/> : 一次的生分解性である |
| 生分解性の確認方法 | 例) OECD 301C、JIS K3371:2019、文献等に基づき全ての成分に関して究極的生分解が確認できる |

(4)ガイドライン項目 (3) PRTR 対象化学物質の情報

| | |
|---------------------|--|
| PRTR 対象化学物質 | [○] : 最終製品（内容物）に PRTR 対象化学物質が含まれる [] : 最終製品（内容物）に PRTR 対象化学物質が含まれない |
| PRTR 対象化学物質に関する特記事項 | ※最終製品（内容物）に PRTR 対象化学物質が含まれる場合、名称及び機能名を記載してください。 ※200 字以内 例) アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム（界面活性剤）、CI フルオレスセント 260（蛍光増白剤） |

(5)ガイドライン項目 (4) 防腐剤、香料、着色料

| | |
|--------------------|--|
| 防腐剤 | [○] : 防腐剤を使用していない [] : 防腐剤を使用しており、成分を開示している [] : 防腐剤を使用しており、成分を開示していない |
| 香料 | [○] : 香料を使用していない [] : 香料を使用しており、成分を開示している [] : 香料を使用しており、成分を開示していない |
| アレルゲンとなる香料の使用 | □HICC（商品名：Lyral、Kovanol など） □アトラノール（オークモス（ツノマタゴケ）抽出物） □クロロアトラノール（オークモス（ツノマタゴケ）抽出物） ※アレルゲンとなる香料を使用している場合はチェックしてください。 |
| 着色料 | [○] : 着色料を使用していない [] : 着色料を使用しており、成分を開示している [] : 着色料を使用しており、成分を開示していない |
| 防腐剤、香料、着色料に関する特記事項 | ※防腐剤、香料、着色料について具体的に記載してください。 ※特に記載すべき内容がない場合は、「特になし」と記載します。 ※200 字以内 例) オーガニック認証を取得した精油を香料に使用している |

(6)ガイドライン項目 (5) 容器包装

※容器包装の環境負荷削減に取り組んでいることが「エコ商品ねっと」の掲載条件です。

| | |
|--------------------------|--|
| 軽量化・肉薄化 | [y] : している [n] : していない |
| 詰め替え・付け替え商品の有無 | [y] : 詰め替え商品又は付け替え商品がある [n] : 詰め替え商品又は付け替え商品がない [-] : 対象外（該当なし） |
| 容器包装材の環境面や社会面の配慮に関する特記事項 | ※容器包装材の環境面や社会面の配慮について、特にアピールしたいことがある場合は記載してください。 ※特に記載すべき内容がない場合は、「特になし」と記載します。 ※200 字以内 例) FSC®認証紙の使用、リサイクル設計、再生材の使用、植物性プラスチック |

| | |
|--|-------------------------|
| | の使用、コンパクト化による使用樹脂量の削減など |
|--|-------------------------|

(7)情報提供項目

| | |
|-----------------|---|
| マイクロカプセルの 使用 | [○] : マイクロカプセルを使用している [] : マイクロカプセルを使用していない |
|-----------------|---|

(8)その他の情報

| | |
|----------------------|--|
| 1回濯ぎ | [y] : 1回濯ぎを推奨している [n] : 1回濯ぎを推奨していない [-] : 対象外 ※洗濯用石けん（複合石けんを含む）及び食器用石けん・洗剤は「対象外」を選択します。 |
| 他の環境面や社会面 の配慮特記事項 | ※その他、製品に関する環境面や社会面の配慮事項について、特にアピールしたいことがある場合に記載してください。 ※特に記載すべき内容がない場合は、「特になし」と記載します。 例) 成分中のバイオマスの割合、製造プロセス |
| 標準価格（円） | 数値を記載（整数） ※総額表示制度に基づき、税込み価格を表示してください。 ※オープン価格の場合「オープン」と記載してください。 |

(9)事業者ごとの取り組み

| | |
|----------------------|---|
| 原材料調達 | [y] : 環境や社会に配慮した原材料調達に関する方針がある [n] : 環境や社会に配慮した原材料調達に関する方針がない ※環境や社会に配慮した原材料調達に関する単独の方針ではなく、他の方針の中に組み込んでいても構いません。 |
| 原材料調達に関する 特記事項 | ※環境面や社会面に配慮した原材料調達について、特にアピールしたいことがある場合は記載してください。 ※特に記載すべき内容がない場合は、「特になし」と記載します。 例) RSPO認証油の使用を方針として掲げている |
| 他の環境面や社会面 の配慮特記事項 | ※その他、事業者の環境面や社会面に配慮した取り組みについて、特にアピールしたいことがある場合に記載してください。 ※特に記載すべき内容がない場合は、「特になし」と記載します。 |

(10)情報提供問い合わせ先

| | |
|---------|-------------------------------|
| 環境面問合せ先 | 部署名、TEL、FAX、Email ※最大3箇所まで |
| 購入時間合せ先 | 部署名、TEL ※最大5箇所まで |
| 環境報告書 | 環境報告書の有無等 |

| | |
|------------|--|
| ホームページアドレス | 製品情報を掲載しているホームページアドレスを記載 |
| 他の環境情報源 | 一般に入手できる環境関連冊子やパンフレット類等の情報源について、タイトル等を「」で記載（80字） |

3. 分類

| | 分類名称 |
|---|-----------|
| 1 | 食器用石けん・洗剤 |
| 2 | 洗濯用石けん・洗剤 |